

漁業無線局の通信機器が新しくなりました (スプリアス規制に対応、遠隔監視制御が可能に、データ通信機能を追加)

1. 経緯

漁業無線局に設置する無線通信機器は最も古いもので運用開始から26年を経過し老朽化が進行したことや、新たに施行されたスプリアス規制(不必要な電波を低減する技術基準)に適合しないことから、新規制に適合する機器への更新が必要となりました。また、非常用自家発電機を始めとした庁舎電気設備についても同様に老朽化が進行したため、併せて更新が必要となりました。

このため、通信機器と庁舎電気設備の更新を行うとともに、新たな通信機器にはデータ通信機能などを追加して情報提供の迅速化と強化を図り、漁業者の更なる安全の確保を図ることとしました。

なお、工事の実施にあたっては、防衛省による民生安定施設(操業上の障害を緩和するための無線通信施設)への助成を受けて実施しました。

2. 機器更新工事について

(1) 工期

本工事では無線局内に設置する各種機器を一斉に更新することとなりましたが、既存機器を運用しながら作業を行うことから、通信業務が中断することがないように作業手順などを考慮して、令和3年度から4年度の2年にかけて工事を実施しました。

(2) 機器の特徴

機器構成としては、送受信機器の設置場所を集約してパソコンからリモートで操作する形態とし、将来的に無線局以外の場所から遠隔監視制御が可能であり、送信機、受信機共にデジタル通信方式へ機能拡張ができる機器としました。

また、多くの小型漁船が使用する超短波帯(27MHz・40MHz DSB)送受信機には文字データ通信機能を装備し、将来同機能を搭載した漁船が増加した際のデータ通信対応を可能としました。



(中短波・短波用送信機)



(超短波通信卓)



(データ通信用設備)

以上の新たな機器を用いた無線通信により漁船の安全な航行や操業を支援し、また、表面水温画像(NOAA 画像)や漁海況速報の作成、発行及び水産試験場ホームページへの掲載などにより、漁業者の皆様の効率的な操業に寄与していくこととしております。

(漁業無線局 通信課長 黒澤紀弘)